

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第18条19条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 热、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥イ ンフルエンザ（H5N1・H7N9） <u>新型コロナウイルス感染症</u> ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5 N1・H7N9）を除く） 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 後5日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで 病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、その他の感染症 (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍疹（とびひ）